

重要事項説明書

居宅介護（予防）支援事業所 博愛苑

1 サービスの内容

- (1) 指定居宅介護（予防）支援事業者は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるように支援いたします。
- (2) 居宅介護（予防）支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援し、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に情報を提供します。
- (3) 居宅介護（予防）支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が出来、当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求める事が可能です。
- (4) 居宅介護（予防）支援にあたっては、要介護状態になることの予防、あるいは要介護状態の軽減に資するよう配慮し、医療保険機関との連携に努めます。
- (5) 指定居宅介護（予防）支援事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (7) 居宅介護予防にあたっては、要介護状態になることの予防に資するよう配慮し、提供される介護予防サービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した介護予防サービス計画の原案を作成するとともに当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう支援いたします。
- (8) 指定居宅介護（予防）支援事業所者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- (9) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けた時、その他必要と認める時は、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。

- (10) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求めます。その場合において介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。

2 担当の介護支援専門員等

- (1) 担当する居宅介護支援専門員及びサービス提供責任者（管理者、サービスコーディネーター等）は、次のとおりです。サービスについてご相談や不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

居宅介護支援専門員	氏名： _____	連絡先（電話）： 27-7733
サービス提供責任者	氏名： 中井 利幸 _____	連絡先（電話）： 37-1100

- (2) 担当する居宅介護支援専門員を事業所側の事情により変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

3 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は上記の居宅介護支援専門員にご相談ください。

4 サービス提供の記録等

事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとしこれをこの契約終了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

5 利用者負担金

- (1) 居宅介護サービス計画費は、介護保険制度から支給されるので自己負担はありません。
- (2) 介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接、事業者を支払われない場合は、介護保険で規定されている介護サービス計画費をお支払いいただき、居宅介護（予防）支援事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口へ提出いただきますと、全額払い戻しを受けることができます。

(居宅介護支援利用料)

(1) 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 10,860 円 要介護 3・4・5 14,110 円

(2) 加算を算定した場合

初回加算 1ヶ月につき 3,000 円

入院時情報連携加算 (I) 1ヶ月につき 2,500 円

入院時情報連携加算 (II) 1ヶ月につき 2,000 円

退院・退所加算 (I) イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 4,500 円

退院・退所加算 (I) ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6,000 円

退院・退所加算 (II) イ 入院または入所期間中 1 回を限度に 6,000 円

退院・退所加算 (II) ロ 入院または入所期間中 1 回を限度に 7,500 円

退院・退所加算 (III) 入院または入所期間中 1 回を限度に 9,000 円

特定事業所加算 (II) 1ヶ月につき 4,210 円

特定事業所加算 (IV) 1ヶ月につき 1,250 円

ターミナルケアマネジメント加算 1ヶ月につき 4,000 円

通院時情報連携加算 500 円 (1ヶ月につき 1 回限度)

特定事業所医療介護連携加算 1ヶ月につき 1,250 円

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数×5/100

6 前 6 か月間のサービス提供状況

利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業所等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、事業所において作成した居宅サービス計画について以下の公表をしています。

(1) 対象期間

前期 (3 月 1 日から 8 月末日) 後期 (9 月 1 日から 2 月末日)のうち、直近の期間

(2) 公表内容

事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、対象サービスが、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合と、事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた対象サービスごとの回数のうちに、同一の事業者が占める割合を公表しています。 ※別紙参照

7 虐待の防止について

利用者の人権擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

8 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

9 キャンセル等

- (1) 利用者がこの居宅介護(予防)支援にかかる訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先(又は前記の介護支援専門員等の連絡先)までご連絡ください。

連絡先 (電話): 0859-27-7733

- (2) 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。(契約書第6条)。
- (4) サービス提供のキャンセル又は契約の場合、キャンセル料等は必要ありません。

事業所の説明

1 事業所の概要

事業所名	居宅介護（予防）支援事業所 博愛苑（以下「事業所」といいます。）
所在地	米子市一部555
事業者指定番号	3170200160号
管理者・連絡先	管理者：中井 利幸 連絡先：米子市一部555 TEL 0859-27-7733
サービス提供地域	米子市内全域

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	管理業務	1名
介護支援専門員	居宅介護（予防）支援業務	4名以上（常勤5名）

3 営業時間

区分	平日	土曜日	祝日
営業時間	8:30～17:30	8:30～17:30	8:30～17:30
	営業時間以外も24時間対応		
営業日	月曜日～土曜日。ただし、年末・年始（12月30日～1月3日）を除く祝日は営業する		

4 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護サービス計画については、利用者の負担はありません。

5 事業所のサービスの方針等

(1) 適切なサービス提供について

介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じた自立した生活を送れるように、利用者及びその家族と話し合う機会を積極的に持ち、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、多様なサービス事業者と連携を取っていきます。

(2) 秘密保持について

事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険が場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。ただし、契約の成立とともに、居宅サービス計画に沿ってサービス担当者会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整において必要な場合は、必要最小限の利用者の個人情報を使用することがあります。

6 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所お客様相談コーナー	電話番号	0859-27-7733
	FAX番号	0859-27-7233
	担当者	中井 利幸
	対応時間	8:30 ~ 17:30

○公的機関においても、苦情申出等ができます。(市町村介護保険相談窓口)

米子市	所在地	米子市加茂町1丁目1番地
	電話番号	0859-22-7111
	対応時間	9:00 ~ 17:00
南部町、伯耆町、日吉津村	所在地	西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町役場内 南部箕蚊屋広域連合
	電話番号	0859-39-6222
大山町	所在地	西伯郡大山町御来屋467 保健福祉センターなわ 福祉介護課
	電話番号	0859-54-5207
鳥取県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地	鳥取県鳥取市立川町6丁目176 鳥取県東部庁舎5階
	電話番号	0857-20-2100
	FAX番号	0857-29-6115
	対応時間	9:00 ~ 17:00

7 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 博愛会
代表者名	安田 明文
本社所在地・電話	米子市一部555番地 TEL 0859-37-1100 (代)
業務の概要	介護老人福祉施設・短期入所生活介護（予防）・通所生活介護（予防）・認知症対応型共同生活介護・障がい福祉サービス事業所・放課後等デイサービス・特定相談事業・障がい児相談支援事業・児童発達支援事業・居宅介護支援（予防）事業所
事業所数	9

私は、本書面に基づいて（職氏名 _____）から上記重要事項の説明を受けたことを確認し同意しました。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者 _____ 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____